

## 大阪市規則第103号

### 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>災害派遣手当等の支給方法</u>)</p> <p>第11条 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）</u>は、<u>それぞれ、条例第20条の3第1項に規定する職員、同条第2項に規定する職員及び同条第3項に規定する職員が本市の区域に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間について支給する。</u></p> <p>2 <u>災害派遣手当等は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。</u></p>	<p>(<u>災害派遣手当の支給方法</u>)</p> <p>第11条 <u>災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）</u>は、<u>条例第20条の3第1項に規定する職員が本市の区域に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間について支給する。</u></p> <p>2 <u>災害派遣手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。</u></p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に係る部分に限る。）は、令和5年9月1日から適用する。